

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策飲食店支援事業

感染症拡大防止に取り組む飲食店経営者に支援金を交付します。

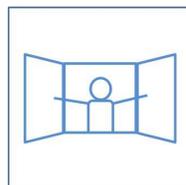
支援金の額：1店舗あたり2万円 ※津山市内で飲食業を営む店舗に限る

申請期間：令和2年12月23日（水）～令和3年2月26日（金）17時（必着）まで

支援金の交付を受けるには、以下の**5つの対策**を全て実施していることが**必要**です。



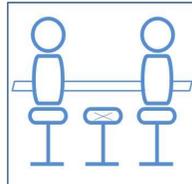
従業員及び来店者
によるマスクの適
宜着用



店内の適宜換気



消毒液の設置

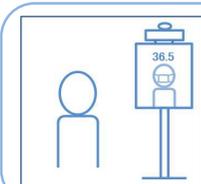


配席の工夫など
による感染防止

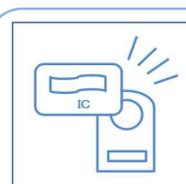


来店者入れ替わり
時、配膳時、開店
前及び閉店後等の
こまめな消毒

以下の対策等についてもできる限り実施し、感染症拡大防止に努めてください。



従業員及び来店者の
検温（体調の確認）



電子マネー等の非
接触型決済手段の
導入

詳しくは裏面やHPをご確認ください。

🔍 津山市飲食店支援事業



対象者

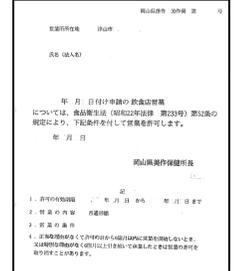
以下の2つの要件を満たす方。

- ①保健所の許可を得て市内で飲食店または喫茶店を営む法人または個人事業者
- ②市内で営む全ての店舗において表面の5つの対策を全て実施していること

※上記にかかわらず対象外となる方。

- ・政治団体
- ・宗教法人若しくは団体
- ・その他、支援金の趣旨や目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

飲食店営業許可証



申請方法

以下の書類を揃え、下記「申請場所」へ原則郵送にて提出してください。※持参可

- ①津山市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策飲食店支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書（様式第1号）
- ②飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写し ※1
- ③身分証明書の写し（申請者が個人事業者の場合のみ） ※2
- ④振込口座の通帳の写し（表面及び通帳を開いた1・2ページ目） ※2
- ⑤誓約書兼同意書（様式第2号）

※1津山市プレミアム付グルメ券「うまい券」登録店舗は②を省略可

※2津山市小規模事業者緊急支援金受給者は③④を省略可



通帳の表面

通帳を開いた1・2ページ目



申請場所

令和3年2月26日（金）17時（必着）までに提出してください。

〒708-8501 津山市山北663 津山市役所東庁舎2階 商業・交通政策課 ※原則郵送、持参可
お問い合わせ ☎0868-32-2081 ✉shoukoutsu@city.tsuyama.lg.jp

